

## 岡山県入札・契約適正化委員会運営要領

### (目的)

第1条 この要領は、岡山県入札・契約適正化委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第13条に基づき、委員会の運営について必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 要綱第2条に定める「県が発注する工事」とは、知事部局、企業局、教育庁及び岡山県警察が発注する建設工事とする。

### (会議への報告等)

第3条 要綱第2条第1号の規定による会議への報告は、各年度の上半期（4月から9月）と下半期（10月から3月）の6箇月間に県が発注した工事の一覧表（入札方式別発注工事総括表（別紙様式1）、入札方式別発注工事一覧表（別紙様式2））及び指名停止閲覧簿（別紙様式3）を提出して行うものとする。

なお、予定価格（消費税及び地方消費税を含む）が、1,000万円を超えない工事については、報告の対象から除外するものとする。

### (抽出方法)

第4条 要綱第2条第2号の規定による工事の抽出は、前条に定める発注工事の一覧表の中から、下記の方法により、委員が無作為に抽出するものとする。

- (1) 抽出を行う委員は、委員の50音順の輪番制とする。
- (2) 抽出は、会議開催の2週間前までに行うものとする。

### (抽出事案の審議)

第5条 要綱第2条第2号の規定により抽出した工事について、担当部局より、抽出事案説明書（別紙様式4）により競争入札参加資格をどのように設定したか、指名業者をどのように選定したか等の説明を行い、これらの設定及び指名業者の選定方法等が適切に行われているかどうかについて、委員による審議を行うものとする。

### (再苦情の申立てができる旨の教示)

第6条 発注機関の長は、次に掲げる者に係る苦情の処理を行う場合に、再苦情の申立てができる旨を相手方に対して教示しなければならない。

再苦情の申立ては、苦情の処理の回答が行われてから10日以内に、知事に対して、再苦情申立書（別紙様式5）により行わなければならない。

- (1) 公募型指名競争入札（工事希望型指名競争入札を含む）

技術資料等を提出した者のうち、非指名理由の通知を受理した者で、当該非指名理由について不服がある者

- (2) 通常指名競争入札

当該入札の行われる発注機関において当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該通常指名競争に参加する者として指名されなかったことに対して不服がある者

- (3) 一般競争入札

ア 入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、当該参加資格がないとされた理由に対して不服のある者

イ 総合評価方式において落札者とならなかった者のうち、落札者として選定されなかった理由について不服のある者

- (4) 随意契約（プロポーザル方式及び公募方式に限る。）

契約の相手方として選定されなかった者のうち、その非選定理由について不服のある者

(再苦情の申立てができる者)

第7条 前条に掲げる苦情の申立てを行った者であって、発注機関の長等による書面での回答に対して不服がある者は、知事に対して再苦情の申立てを行うことができる。

(再苦情の申立ての却下)

第8条 再苦情の申立てがあった場合、知事は、委員会に審議を依頼するものとする。

2 知事は、次の各号に掲げる再苦情の申立てを却下することができる。

なお、知事が却下の決定を行った場合は、次の会議において報告するものとする。

- (1) 前条に定める要件に該当しない者から再苦情の申立てがあったもの
- (2) 申立期間を徒過したもの
- (3) 所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないもの

(再苦情の申立ての却下の方法)

第9条 前条に定める再苦情の申立ての却下は、申立ての書面を受け取った日から10日以内に行わなければならない。却下の決定をした場合、知事は、直ちに、申立者にその旨を通知しなければならない。

(再苦情処理会議及び意見書の公表)

第10条 委員会は、再苦情処理に係る審議を終えたときには意見書を作成し、再苦情処理に係る申立てがあった日からおおむね50日以内に知事に報告を行うものとする。

この再苦情処理会議においては、申立者及び発注機関の長等からの書面の提出その他委員会が必要と認める方法により、審議を行うものとする。

なお、要綱第5条第4項に定める「委員長が必要と認める場合」とは、特に急施を要するものであって委員会を招集するいとまがない場合や会議の事案が軽易なものである場合などをいう。

委員会は、意見書の公表を行うものとする。

(再苦情に対する回答とその公表)

第11条 知事は、再苦情の審議を終えた委員会から報告がなされたときは、その日から7日以内を目途に、申立者に対してその結果を回答するものとする。

また、知事は、審議の結果の通知(以下「審議結果通知書」という)を行った場合は、速やかに再苦情申立書とともに審議結果通知書の公表を行うものとする。

(入札手続の執行)

第12条 再苦情の申立ては、入札手続の執行を妨げるものではない。

(議事概要の作成及び公表)

第13条 定例会議及び再苦情処理会議に係る議事概要については、速やかに作成し公表を行うものとする。

附 則

1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

2 再苦情処理については、当面、予定価格(消費税及び地方消費税を含む)が1,000万円を超えないものを対象工事から除外するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。